

矢作川総合第二期地区  
明治本流（下流部）耐震化対策接続部その5工事

現 場 説 明 事 項  
（第1回変更）

## 1. 一般事項

### 1) 見積に関する事項について

- (1) 本工事の見積は、工事請負契約書案、見積依頼書及び現場説明事項に記載する条件により東海農政局随意契約見積心得（以下「見積心得」という。）に従って行うものとする。

ただし、見積心得第5条第4項については「第2項の見積りには、前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。」と読み替える。

また、郵送、電子契約システム又は電子メールによる見積の場合は、次のことに留意すること。

- ・見積の結果、予定価格に達した見積がないときの再度の見積については、別途、指示するので、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時に連絡のとれるようにすること。
- ・郵送による見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時の前日（前日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日の場合は、その直前の開庁日）までに東海農政局会計課事業経理調整係へ必着のこと。ただし提出方法については簡易書留に限る。
- ・電子契約システムによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに完了すること。
- ・電子メールによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに tokai\_nyusatu@maff. go. jp 宛送信すること。

- (2) 本工事の見積書の提出に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (3) 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

### 2) 部分払について

（変更なしにつき省略）

### 3) 工事請負契約書案について

（変更なしにつき省略）

### 4) その他

（変更なしにつき省略）

## 2. 特別指示事項

### 1) 一般事項

（変更なしにつき省略）

### 2) 工事概要

特別仕様書（第1回変更）第2章3のとおり。

### 3) 工事仕様書（共通仕様書、特別仕様書（第1回変更））

### 4) 契約に係る事項

別紙-1のとおり。

### 3 質 疑

現場説明事項に関する質問があるときは令和8年2月10日17時までに書面（FAXも可）をもって東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所工事第二課長あてに提出すること。

なお、質問があった場合は令和8年2月12日17時までに書面により回答する。

(別紙－1)

## 契 約 に 係 る 事 項

### 1. 工種体系区分等

本工事における工種区分は「管水路工事」、積算体系年月及び適用単価期は「令和7年5月」、共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る施工地域区分は「一般交通影響有り(2)－2」、地域区分は「愛知(1)」、地区区分は「安城」を適用している。

### 2. 資材価格

土地改良事業等請負工事予定価格積算に用いる資材価格(東海農政局公表分)以下に公表している。

<https://www.maff.go.jp/tokai/noson/nn/price/index.html>

### 3. 土取場について

本工事で実施する仮設ヤードや工事用進入路で使用する土砂は、豊田市広美町に位置する土砂仮置場にある土砂を利用することを想定している。

なお、運搬距離は広美町仮置場から現場までの距離は0.5km以内を想定している。

また、現地の土砂の状況を十分確認のうえ、利用が困難と判断される場合は監督職員と協議するものとする。

### 4. 現場発生材受入地について

現場発生材受入地は、本工事仮設ヤード内(運搬距離0.3km以内)を想定している。

### 5. 交通誘導警備員について

工事用進入路と主要地方道との交差点、及び市道と工事現場との交差点において交通誘導警備員を配置し各必要数量を計上しているため、精査を踏まえ変更が生じる場合は監督職員と協議を行うこと。

### 6. コンクリートの養生方法について(コンクリート養生が必要な場合)

コンクリートの養生方法については、一般養生を想定しているが、現場条件により給熱養生が必要となった場合は、監督職員と協議を行うこと。

### 7. 付帯工について

本工事区間内にある足取分水工、石橋排水工について関係機関との協議により構造等の変更を行うことがある。

また、既設水道管が隣接していることから、関係機関との協議により施工方法を見直すことがある。

### 8. 東高根分水工について

本工事区間下流にある東高根分水工については、関係機関との協議により制水弁等の施工を追加することがある。

### 9. 農業用通信線について

通信線については、関係機関との協議により追加することがある。

### 10. 既設水路との接続について

下流側で既に施工した区間との接続方法については、監督職員と協議のうえ実施すること。

11. 既設鉄筋コンクリートの処理について

特別仕様書等第9章7に示す既設水路は大割状態のコンクリート塊のまま産業廃棄物処分場で処理するものとする。なお、運搬車両は10tダンプトラックを想定しており、搬出先については協議により変更する場合がある。

12. 現場環境（快適トイレ）の整備について

特別仕様書第13章11に示す快適トイレに要する費用については、共通仮設費の営繕費（積上げ）として51,000円/基・月（消費税除く、男女別）を見込んでいる。

13. 間接工事費等諸経費動向調査について

特別仕様書第12章2)に示す間接工事費等諸経費動向調査にかかる費用として66,000円（消費税除く）を見込んでいる。

14. 歩掛調査について

特別仕様書第12章1)に示す歩掛調査にかかる費用として以下に示す金額（消費税除く）を見込んでいる。

「人力土工（盛土・埋戻）」 32,000円

「埋戻し工」 130,000円

「鋼管機械布設（吊込据付・溶接・継手塗装）」 108,000円

「弁類据付工（人力・機械）」 54,000円

# 説 明 書

令和 年 月 日

(契約担当官等)

(官職氏名)

殿

氏 名

(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 - ) 電話番号 - -

住 所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に関する事項について下記により説明します。

## 記

1. 工事の名称 \_\_\_\_\_
2. 工事の場所 \_\_\_\_\_
3. 説明内容 添付資料のとおり
4. 添付資料
  - (1) 別表 (別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの)
    - 別表1 (建設物に係る解体工事)
    - 別表2 (建設物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))
    - 別表3 (建築以外のものに係る解体工事又は新築工事 (土木工事等))
  - (2) 工程の概要を示す資料
  - (3) 都道府県知事等の発行する処理施設の許可証の写し

※ □欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事（土木工事等）

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 「分別解体の方法」欄については、該当が内場合は記載の必要がない。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費） \_\_\_\_\_ 円（税抜き）

- (注) ・解体工事の場合のみ記入する。  
 ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。  
 ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※ 受注者が選択した施設を記載（品目毎に複数記入可）

4. 再資源化等に要する費用（直接工事費） \_\_\_\_\_ 円（税抜き）

- (注) 運搬費を含む。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)  
**分別解体等の計画等**

工作物の構造 (解体工事のみ)		□鉄筋コンクリート造 □その他 ( )		
工事の種類		□新築工事 □維持・修繕工事 □解体工事 □電気 □水道 □ガス □下水道 □鉄道 □電話 □その他 ( )		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____ 年 その他 ( )		
	周辺状況	周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 □病院 □その他 ( ) 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他 ( )		
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する借地の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 □十分 □不十分 その他 ( )		
	搬出経路	障害物 □有 ( ) □無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 □有 □無 その他 ( )		
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	□有 ( ) □無		
	その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他 ( )	その他の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他 ( ) その他の場合の理由 ( )		
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み (解体工事のみ)		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材(建築物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材(廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ))	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分 (注)
		□コンクリート魂	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
		□アスファルト・コンクリート魂	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
	□建設発生木材	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。